

## 唐津市建設工事等請負契約に係る指名基準等要領

平成17年1月1日

唐津市庁達第10号

(趣旨)

**第1条** この要領は、唐津市が発注する建設工事について、入札参加者の指名を厳正かつ公平に行うため、その基準を次のように定める。

(指名基準)

**第2条** 建設工事における入札参加者の指名基準は、次に掲げる事項を考慮し、指名するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事及び技術者の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性及び施工能力
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

2 前項第1号から第3号及び第7号並びに第8号に掲げる事項については、入札参加資格者名簿施行日以降のものにおいて考慮するものとする。

3 第1項各号の留意事項は、別表第1のとおりとする。

(指名業者の選定)

**第3条** 入札参加者を指名しようとするときは、入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「有資格業者」という。）の中から選定する。

2 前項の規定による選定は、原則として等級別入札参加制限設計価格（別表第2）に対応する等級の有資格業者から行う。

3 前項の規定にかかわらず、当該工事の設計金額が比較的大きく、技術的難度が比較的高いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の上位の等級に属する有資格業者を選定することができる。

- 4 第2項の規定にかかわらず、有資格業者が少数である場合、その他必要がある場合は、入札における競争性を高めることを目的として、当該等級の上位の等級に属する有資格業者を選定することができる。
- 5 災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事又は特別の技術を要する工事等その他特別の理由のある工事は、第2項から第4項までの規定にかかわらず、当該工事の設計価格に応じた等級の上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。

(指名業者数)

**第4条** 建設工事における唐津市財務規則（昭和49年規則第4号）第103条の規定の適用については、別表第3の左欄に掲げる設計金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める指名業者数とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、共同企業体による工事及び特殊技術に係る工事において有資格業者が少数である場合は、当該有資格業者をもって指名競争入札に付するものとする。
- 3 建設工事に伴う測量、調査等委託業務における指名業者数は、前2項の規定を適用する。

(令2庁達1・一部改正)

(秘密の保持)

**第5条** 指名業者の選定については、取扱者以外の者に漏れないよう、秘密の保持に特に注意しなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この庁達は、平成17年1月1日から施行する。

(平22庁達1・旧附則・一部改正)

(指名業者数の特例)

- 2 当分の間、第4条に規定する指名業者数は、別表第3の規定にかかわらず、3人以上とする。

(平 2 7 庁 達 6 ・ 全 改)

**附 則** (平成 1 7 年 庁 達 第 2 1 号)

この 庁 達 は、公 布 の 日 から 施 行 す る。

**附 則** (平成 2 2 年 庁 達 第 1 号)

この 庁 達 は、平 成 2 2 年 3 月 1 日 から 施 行 し、同 日 以 後 に 指 名 を 行 う 建 設 工 事 及 び 建 設 工 事 に 伴 う 測 量、調 査 等 委 託 業 務 から 適 用 す る。

**附 則** (平成 2 6 年 庁 達 第 3 号)

この 庁 達 は、平 成 2 6 年 4 月 1 日 から 施 行 し、同 日 以 後 に 指 名 を 行 う 建 設 工 事 及 び 建 設 工 事 に 伴 う 測 量、調 査 等 委 託 業 務 から 適 用 す る。

**附 則** (平成 2 7 年 庁 達 第 3 号)

この 庁 達 は、平 成 2 7 年 4 月 1 日 から 施 行 し、同 日 以 降 に 入 札 の 公 告 又 は 指 名 の 通 知 を 行 う 入 札 から 適 用 す る。

**附 則** (平成 2 7 年 庁 達 第 6 号)

この 要 領 は、庁 達 の 日 から 施 行 し、同 日 以 後 に 指 名 を 行 う 建 設 工 事 及 び 建 設 工 事 に 伴 う 測 量、調 査 等 委 託 業 務 から 適 用 す る。

**附 則** (令 和 6 年 庁 達 第 5 号)

この 要 領 は、令 和 6 年 1 0 月 1 日 から 施 行 し、同 日 以 後 に 公 告 又 は 指 名 を 行 う 建 設 工 事 の 競 争 入 札 から 適 用 す る。

別表第 1 (第 2 条関係)

(平 2 6 庁達 3 ・ 令 2 庁達 3 ・ 一部改正)

指名基準の留意事項	
1 不誠実な行為の有無	次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不相当である場合は、指名しない。 (1) 唐津市の指名停止期間中である場合 (2) 唐津市発注工事に係る請負契約に関し、請負契約の履行が不誠実である場合 (3) 一括下請など下請契約関係が不適切である場合 (4) 警察当局から公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合
2 経営状況	手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は、指名しない。
3 工事成績	唐津市発注工事に係る工事成績が 60 点未満の場合は、指名しない。
4 当該工事に対する地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事成績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案する。
5 手持ち工事及び技術者の状況	当該地域における手持ち工事及び技術者の状況からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案する。
6 当該工事施工についての技術的適性及び施工能力	次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案する。 (1) 当該工事と同種同程度の工事の施工実績の有無 (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績の有無 (3) 地形、地質等の自然的条件、周辺環境条件等の当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績の有無
7 安全管理の状況	次の事項に該当する場合は、指名しない。 (1) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない場合 (2) 唐津市発注工事において、安全管理の措置が不適切であったため、休業 30 日以上を負傷者を生じさせた場合 (3) 県内の一般工事において、安全管理の措置が不適切であったため、死亡者を生じさせた場合
8 労働福祉の状況	次の事項に該当する場合は、指名しない。 (1) 賃金不払いの状態が継続している場合 (2) 唐津市発注工事について、建設業退職金共済組合掛金収納書等を提出しない場合

別表第 2 (第 3 条関係)

(平 2 7 庁達 2 ・全改、令元庁達 2 ・令 6 庁達 5 一部改正)

区分 工事の種類	特 A	A	B	C	級 外
土木一式 工 事	3, 5 0 0 万円以上		1, 2 0 0 万円以上 3, 5 0 0 万円未満	1, 2 0 0 万円未満	4 0 0 万円未満
建築一式 工 事	—	6, 0 0 0 万円以上	2, 0 0 0 万円以上 6, 0 0 0 万円未満	2, 0 0 0 万円未満	1, 0 0 0 万円未満
舗装工事	—	全額	1, 6 0 0 万円未満	—	2 5 0 万円未満
造園工事	—	9 0 0 万円以上	3 5 0 万円以上 9 0 0 万円未満	3 5 0 万円未満	2 5 0 万円未満
水道施設 工 事	—	1, 7 0 0 万円以上	9 0 0 万円以上 3, 3 0 0 万円未満	9 0 0 万円未満	3 0 0 万円未満
電気工事 管 工 事 鋼構造物工事 そ の 他	—	1, 7 0 0 万円以上	9 0 0 万円以上 1, 7 0 0 万円未満	9 0 0 万円未満	3 0 0 万円未満

別表第3（第4条関係）

設 計 金 額	指 名 業 者 数
3 千 万 円 未 満	3 人 以 上
3 千 万 円 以 上 ～ 1 億 円 未 満	5 人 以 上
1 億 円 以 上	8 人 以 上